

○福島地方水道用水供給企業団情報公開 条例施行規則

〔平成 30 年 4 月 1 日
規 則 第 1 号〕

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福島地方水道用水供給企業団情報公開条例（平成 30 年条例第 1 号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（情報公開の手続）

第 2 条 情報公開の手続については、福島市情報公開条例施行規則（平成 10 年規則第 32 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。